

## ○ 報告第1号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）

※ 地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、一部を除き平成27年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、大仙市税条例等の一部を改正することについて、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。（平成27年3月31日 平成26年度専決第11号）

### 1 市民税

- ① 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）について、その対象となる家屋の居住の期限を平成31年に延長（2年）することとした。（附則第7条の3の2関係）
- ② 寄附金特例税額控除（ふるさと納税）の申告の特例として、寄附者が寄附金を支出する際に、あわせて申告特例の申請をすることにより、当該寄附金に係る申告をすることなく当該寄附金に係る税額控除を受けることができることとした。（附則第9条及び第9条の2関係）
- ③ 法人市民税均等割の適用区分である資本金等の額に係る規定の整理（第31条関係）

### 2 固定資産税

- ① 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例制度）として、新たにサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けた同高齢者向け賃貸住宅等が加えられたことに伴い、当該施設の固定資産税を軽減する特例措置を講ずることとする。  
なお、特例措置による課税標準価格は、法律の基準を参酌して課税標準価格にそれぞれ2分の1から3分の2までの範囲の減額割合を乗じて得た価格とする。（附則第10条の2関係）
- ② 平成27年度の固定資産税の評価替えに伴い、平成28年度及び平成29年度において、地価が下落した場合の宅地等の課税標準を修正することができる特例措置に関する規定を整備する。（附則第11条及び第11条の2関係）
- ③ 宅地等及び農地に課する固定資産税の課税の特例措置について、平成27年度から平成29年度まで延長（3年）することとした。（附則第12条及び附則第13条関係）
- ④ 特別土地保有税の課税の特例措置について、平成27年度から平成29年度まで延長（3年）することとした。（附則第15条関係）

### 3 軽自動車税

- ① 平成27年度中に初回車両番号指定（新車登録）を受けた一定の環境性能を有する軽自動車について、平成28年度に軽自動車税の税率の特例（グリーン化特例）の措置を講ずることとした。（第1条の規定による附則第16条の改正規定関係）
- ② 平成27年度分の軽自動車税から適用する原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等の新税率について、平成28年度分の軽自動車税から適用することとした。（第2条の規定による平成26年改正条例附則第16条の改正規定関係）

#### 4 市たばこ税

- ① 紙巻きたばこ 3 級品の税率の特例措置を平成 30 年度をもって廃止することとした。  
(附則第 16 条の 2 関係)
- ② ①の特例措置の廃止までの間の経過措置として、平成 28 年度から平成 30 年度までの各年度において、税率を段階的に引き上げる措置を講ずることとした。また、税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻きたばこ 3 級品を販売目的で所持する場合において、小売り販売業者等に手持品課税を行うこととした。(附則第 6 条関係)

#### 5 地方税法の総則に定められていた徴収猶予等に係る規定が条例委任されたことに伴う規定の整備

- ① 徴収金の分割納付又は分割納入の方法 (第 8 条関係)
- ② 徴収猶予の申請手続等 (第 9 条関係)
- ③ 徴収猶予の取消し (第 10 条関係)
- ④ 職権による換価の猶予の手続等 (第 11 条関係)
- ⑤ 申請による換価の猶予の手続等 (第 12 条関係)
- ⑥ 担保を徴する必要がない場合 (第 13 条関係)

#### 6 条文整理等

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (マイナンバー法) の施行に伴う所要の条文整理 (第 2 条、第 36 条の 2、第 36 条の 3、第 51 条、第 63 条の 2、第 63 条の 3、第 74 条、第 89 条、第 139 条、第 149 条及び附則第 24 条関係)
- ② その他条文整理等 (第 14 条から第 18 条まで、第 23 条、第 33 条、第 48 条、第 50 条、第 57 条、第 59 条、第 71 条、第 89 条、第 90 条、第 139 条及び附則第 4 条関係)

#### 7 施行期日等 所要の経過措置を設け、一部を除き、平成 27 年 4 月 1 日から施行

○ 報告第2号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

※ 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。（平成27年3月31日 平成26年度専決第12号）

1 国民健康保険税の課税限度額の引き上げ（第2条、第23条関係）

- ① 基礎課税限度額 51万円 → 52万円（1万円増）
- ② 後期高齢者支援金等課税限度額 16万円 → 17万円（1万円増）
- ② 介護納付金課税限度額 14万円 → 16万円（2万円増）

2 国民健康保険税の軽減措置の拡充（第23条関係）

国民健康保険税を減額する場合の所得の算定に当たって、5割減額世帯にあつては被保険者の数に乗すべき金額を26万円（現行24万5千円）に、2割減額世帯にあつては被保険者の数に乗すべき金額を47万円（現行45万円）に、それぞれ引き上げることとする。

3 施行期日等 平成27年4月1日から施行し、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
（附則第1条及び第2条関係）

4 地方税法等の一部改正に伴い、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年大仙市条例第36号）の一部の改正規定の施行期日を平成28年1月1日（改正前：平成29年1月1日）に改めるもの（附則第3条関係）